

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和2年5月)	修 正 (令和3年3月)	備 考								
20	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 市は、防災行政無線、<u>緊急速報メール</u>、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 市は、防災行政無線、<u>緊急情報一斉伝達システム</u>、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	<p>情報伝達手段の追加</p>								
36	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 (略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等 (略)</p> <p>【市の各部局室における武力攻撃事態等での業務】</p> <table border="1" data-bbox="199 1086 1059 1294"> <thead> <tr> <th>部局室名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略) ・<u>死体</u>の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局室名	武力攻撃事態等における業務	総務部	(略) ・ <u>死体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 (略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等 (略)</p> <p>【市の各部局室における武力攻撃事態等での業務】</p> <table border="1" data-bbox="1106 1086 1966 1294"> <thead> <tr> <th>部局室名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略) ・<u>遺体</u>の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局室名	武力攻撃事態等における業務	総務部	(略) ・ <u>遺体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)	<p>文言の修正</p>
部局室名	武力攻撃事態等における業務										
総務部	(略) ・ <u>死体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)										
部局室名	武力攻撃事態等における業務										
総務部	(略) ・ <u>遺体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること (略)										

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和2年5月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
45	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容 <u>の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により情報を伝達する行う。</u> (略)</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> (略)</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 <u>※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	<p>消防庁の通知に伴う修正</p>
54 55	<p>第5章 救援 (略)</p> <p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p>⑨ <u>死体</u>の捜索及び処理 (略)</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>⑨ <u>死体</u>の捜索及び処理 ア <u>死体</u>の捜索 <u>死体</u>の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊と連携して実施する。 イ <u>死体</u>の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>死体</u>の一時保存 (原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p>	<p>第5章 救援 (略)</p> <p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理 (略)</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理 ア <u>遺体</u>の捜索 <u>遺体</u>の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊と連携して実施する。 イ <u>遺体</u>の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>遺体</u>の一時保存 (原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p>	<p>文言の修正</p>

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和2年5月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																						
70	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第4 NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p><u>1 NBC 攻撃による災害への対処</u> (略)</p> <p>(5) 市長の権限</p> <table border="1" data-bbox="199 387 1014 636"> <thead> <tr> <th>法第108条 第1項</th> <th>対 象 物 件 等</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p>市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="199 825 1048 1102"> <tbody> <tr><td>1.</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2.</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3.</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td></tr> <tr><td>4.</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5.</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table>	法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置	(略)	(略)	(略)	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 死体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第4 NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p><u>1 NBC 攻撃による災害への対処</u> (略)</p> <p>(5) 市長の権限</p> <table border="1" data-bbox="1106 387 1921 636"> <thead> <tr> <th>法第108条 第1項</th> <th>対 象 物 件 等</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>遺体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p>市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1106 825 1955 1102"> <tbody> <tr><td>1.</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2.</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3.</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td></tr> <tr><td>4.</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5.</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table>	法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置	(略)	(略)	(略)	3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 遺体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>
法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置																																							
(略)	(略)	(略)																																							
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																							
1.	当該措置を講ずる旨																																								
2.	当該措置を講ずる理由																																								
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 死体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																								
4.	当該措置を講ずる時期																																								
5.	当該措置の内容																																								
法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置																																							
(略)	(略)	(略)																																							
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止																																							
1.	当該措置を講ずる旨																																								
2.	当該措置を講ずる理由																																								
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 遺体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																								
4.	当該措置を講ずる時期																																								
5.	当該措置の内容																																								

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和2年5月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
73	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房 <u>廃棄物・リサイクル対策部</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省 <u>環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>「国民の保護に関する基本指針」の変更</p>